

委託業務処理要領
(大型及び中型自動車運転免許教習業務)

1 教習区分及び教習人数

(1) 大型自動車運転免許教習

- | | |
|---------------------|-----|
| ア 中型免許（MT、8 t 限定）保有 | 1 名 |
| イ 普通免許（MT）保有 | 3 名 |

(2) 中型自動車運転免許教習

- | | |
|----------------------|-----|
| ア 準中型免許（MT、5 t 限定）保有 | 1 名 |
| イ 普通免許（MT）保有 | 4 名 |

2 入所者

入所者の氏名については、契約締結後、別に通知する。

3 業務実施場所

受託者の教習施設及び道路

4 業務内容

指定自動車教習所として、入所者の保有する運転免許に応じ、道路交通法、道路交通法施行規則その他関係法令及び関係通達に基づいた大型自動車及び中型自動車の運転に関する教習を行い、技能検定を実施する。

技能検定を合格後は、卒業証明書を発行し入所者に交付する。

5 個人情報の取扱い

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

6 実績報告

受託者は、委託業務を終了したときは、速やかに処理成果を記載した実績報告書により委託者に報告すること。

なお、報告に当たり、入所者に係る完了報告書（別紙）を提出すること。

別紙

完了報告書

受講科目	所持免許	氏 名	入校日	追加補修 時限数	再検定 回数	卒業日
計		名		時限	回	

大型及び中型自動車運転免許教習業務委託契約について、上記のとおり業務が完了したので、報告いたします。

令和 年 月 日

所在地

名称

氏名